

令和5年度第1回東大阪市景観審議会

議 案 書

日時 令和5年8月30日(水) 午前10時

場所 東大阪市本庁舎 22階会議室1、2

- 議案第 1 号 (仮称) 近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の
指定の方針について (諮問) . . . P. 1 ~ P. 2
- 議案第 2 号 デザイン部会の審議予定案件について (諮問)
. . . P. 3
- 議案第 3 号 デザイン部会で審議された案件の答申について (報告)
. . . P. 4 ~ P. 5

議案第 1 号 (仮称) 近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の

指定の方針について (諮問)

1. 諮問内容

(仮称)近鉄河内小阪駅北側景観形成重点地区の指定にあたり、その方針について意見を聴くもの。

2. 景観形成重点地区の区域

令和 3 年度第 1 回東大阪市景観審議会承認された、新たな景観形成重点地区の指定に向け検討している区域のうち、近鉄河内小阪駅北側において、大規模な土地利用の転換が予定されている区域とする。

なお、本区域は、駅前という地域の拠点であることから景観に対する影響が大きく、また、近隣には大阪商業大学やハウス食品等による良好な景観のエリアが現存するため、駅前までの連続性のある良好な景観形成が期待される。

3. 景観形成重点地区の指定の方針

●基本的な考え方

本市景観条例の趣旨を踏まえ、良好な景観の形成を推進し「東大阪市景観形成基本計画」を実現するため、次の項目にしたがって、景観形成重点地区を指定するものとする。

なお、本区域は、本市総合計画で目指す土地利用構想を踏まえ、都市計画マスタープランにおいて、多様な人が集まり、交流するにぎわいのある空間を形成することで、周辺の商業・業務機能等の強化を図り、地域特性に応じた都市魅力の向上をめざす「にぎわいゾーン」に位置付けられており、うるおいやすらぎを感じることができる空間を創出し、拠点にふさわしい良好な都市景観の形成をめざしている。

○景観形成重点地区の区域

本市景観形成基本計画及び関連計画に則して、本区域を、「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」と認め、景観形成重点地区とする。

○良好な景観の形成に関する方針

本市景観形成基本計画における「生活景の方針」に則して定める。

- ・地区景観の方針…商業地景観、市街地景観
- ・施設景観の方針…交通景観、公共公益施設景観

➡「多様な人が集まり交流するにぎわいのある空間づくり」

○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

「新たに良好な景観を重点的に形成する必要があると認められる区域」という観点から、所有者等の意見を聴きながら、地区の特性にあったきめ細やかな基準を定める。

○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

本市景観計画と同様とする。

○屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物法に基づく屋外広告物条例にて制限を設けているが、必要に応じ、本区域の景観計画に必要な事項を定めるものとする。

○景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

景観重要公共施設に関しては、必要に応じて施設ごとに定めるものとする。

○景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

対象区域内（及び本市域内）において、農業振興地域に指定された地域がないため定めない。

○自然公園法の許可の基準

対象区域内において、自然公園法に指定された区域がないため定めない。

○市長が必要と認める事項

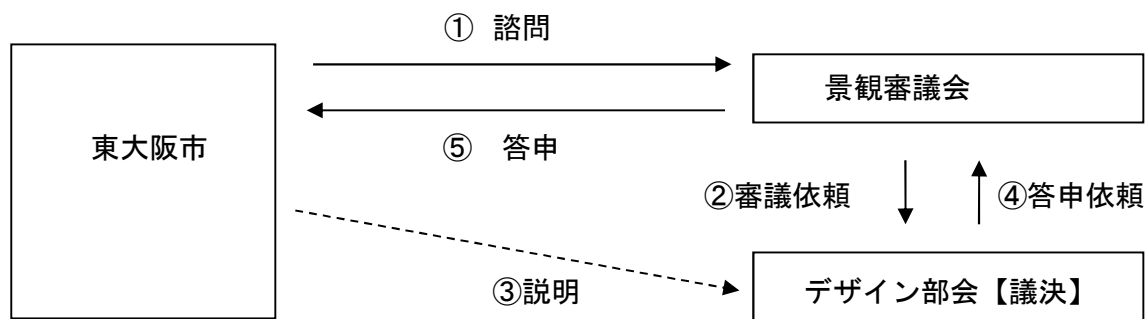
その他、良好な景観形成に必要な事項については、必要に応じ定めるものとする。

議案第 2 号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）

1. デザイン部会とは

○デザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため景観審議会に設置された部会。市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000㎡以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて審議するもの。

【デザイン部会の対象となるものについての流れ】



2. 審議予定案件（諮問）

令和5年度以降に新築または基本計画の策定等を予定している一定規模以上の市有建築物について

	事業課（室）	建築物名称（又は件名）
新築予定の市有建築物 （PFI導入可能性調査中）	児童相談所設置準備室、 社会教育課	児童相談所および図書館
新築予定の市有建築物 （PFI導入可能性調査予定）	健康部斎場管理課	（仮称）東大阪新斎苑
新築予定の市有建築物 （PFI導入可能性調査未定）	人権文化部文化財課	（仮称）東大阪市立新博物館

※PFI事業とは

Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

議案第3号 デザイン部会で審議された案件の答申について（報告）

1. デザイン部会で審議された案件

○令和5年度第1回東大阪市景観審議会デザイン部会

日 時：令和5年5月29日（月）17時～17時40分

場 所：近畿大学総合社会学部 久隆浩教授研究室

出席委員：久委員

※川口委員、藤本委員、船曳委員の各委員においては、事前に案件について個別説明し、意見書の提出があったため出席とみなす。（東大阪市景観審議会の部会の設置及び運営に関する要綱第6条）

審議案件：議案第1号 （仮称）東大阪市防災倉庫について（諮問）

令和5年6月5日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市景観審議会
会長 片山 隆 男

答 申 書

令和3年11月16日付け東大阪土み第1666号で諮問のありました東大阪市景観審議会の案件のうち、デザイン部会の審議予定案件として承諾していた下記案件について、令和5年5月29日に開催したデザイン部会にて審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

一、議案第1号 (仮称) 東大阪市防災倉庫について (諮問)

1. 外壁については、壁面が長大となるため、素材や色彩の変化や分節等により、圧迫感の軽減を図るとともに、シンプルですっきりとしたデザインとされたい。また、外壁の色彩については、落ち着いた品のある印象を与えるものとし、高明度・低彩度とされたい。
2. 外壁や屋根への公共サインや市章マークの設置については、必要性を十分に検討したうえで、見る人の視点を意識して、位置や文字の大きさ、色彩に配慮されたい。
3. 窓の配置については、換気や採光等の屋内において求める機能のみから配置を決めるのではなく、屋外から見た際の全体的なバランスを考慮して配置されたい。

以上